

答 申 第 3 2 7 号
令 和 4 年 6 月 2 2 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱 口 弘 太 郎



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和4年5月12日付け岐阜市民市第77号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

中京都市圏総合都市交通計画協議会（中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市等から構成される協議会。以下「協議会」という。）は、中京都市圏の交通実態を総合的に把握し、今後の都市交通政策のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的として、10年ごとにパーソントリップ調査を実施している。

今年度予定している「第6回中京都市圏パーソントリップ調査」（以下「調査」という。）の実施に当たり、協議会から岐阜市に対し、岐阜市における調査対象者の抽出について依頼があったため、条例第10条第2項第7号の規定により市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を協議会の構成員である岐阜県に提供する。

なお、岐阜市が保有個人情報を提供した後、岐阜県は、事業者への委託により本調査を実施する。

2 提供する個人情報

- (1) 世帯の住所
- (2) 世帯主の氏名
- (3) 世帯主及び世帯員の性別
- (4) 世帯主及び世帯員の生年月日

3 意見

適当なものと認める。